

群馬県の理容所構造基準

- ☐ 作業室の床・腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること
- ☐ ゴミ箱・毛髪箱にフタがあり、耐久性で十分な容量があるもの
- ☐ 作業室内の採光及び照明は直接の作業を行う場所の作業面の照度を100ルクス以上とすること
- ☐ 作業室内の換気は、空気1リットル中の炭素ガスの量5 cm^3 に保つこと
- ☐ 床面積は9.9 m^2 以上であること
- ☐ 理容いすは、作業室の床面積が9.9 m^2 の場合は5台までとし、その床面積が9.9 m^2 を超えるときにあつては、その超える部分の床面積4.9 m^2 につき2台を増やすことができる
- ☐ 待合所の面積は1.6 m^2 以上であること
- ☐ 作業室は理容又は美容を行う以外の場所（待合所を含む）と区画し、又は十分な距離をおき、作業上の衛生及び安全が確保される構造であること
- ☐ 器具、手指等を洗浄するための流水式の洗い場を有すること
- ☐ 作業室内は専ら洗髪するための温水を供給することが出来る流水式の洗い場を有すること
- ☐ 外傷の応急の処置に必要な薬品及び用品を備えること